

知多半島総合医療センター直行タクシーについて

協議事項の概要

対象	知多半島総合医療センター直行タクシー
今回 協議内容	① 制度概要 ② 運用方法
協議理由	知多半島総合医療センター開院に伴う、市民の移動手段確保のため。
適用時期	令和7年4月1日
協議に係 る経緯	令和6年6月17日 地域公共交通会議において協議

① 制度概要

知多半島総合医療センター建設地が、市内中心部から遠方に位置しており、市民の来院、訪問のための移動手段を確保する必要がある。各地域によって利用可能な移動手段が異なり、乗り継ぎによる移動は地域ごとに費用、移動時間において格差が生じることや、通院という移動の目的を考慮した結果、自宅から病院へ直接移動することができるタクシー制度が適切と判断し、その整備を計画するもの。

② 運用方法

■移動区間

- ・利用者自宅と知多半島総合医療センター間の往復に限る。自宅以外の発着地指定不可。経路の指定や、立ち寄りも不可。

■利用者

- ・半田市民に限る。乗り合わせでの乗車の場合、1名でも半田市民が乗車していれば利用可とする。
- ・利用者登録は不要。ただし、乗車時に利用者本人の現住所を証する次のa～dの書類のいずれかの提示を必須とする。
(a. 運転免許証、b. マイナンバーカード、c. その他書類、氏名と住所が記載された書類2点、d. DV被害等により、やむを得ず住民票を半田市に移動することができない者は、半田市から交付した利用証明書。)

■予約方法

- ・タクシー事業者への電話予約。※タクシー配車アプリでの予約不可。
- ・利用日の7日前から予約可。

■利用可能日、時間

- ・タクシー事業者の営業日全日。
- ・9時～16時（16時配車の予約であれば利用可とする）

■利用料

- ・1乗車、定額1,000円（乗り合わせの場合も同額）。本来運賃との差額は行政が負担する。
- ・上記運用方法項目のうち、一つでも満たすことができなかった場合は、移動にかかる費用は利用者の全額負担とする。